

胚・精子凍結期間延長手続きについて

2025年1月～

保険切替日：

ID： お名前： 凍結日： 凍結保存期限： 年 月末

- ・胚・精子の凍結期間は1年毎に更新が必要です。
凍結を延長したい場合、凍結保存期限前に来年度の延長料金をお支払いください。
- ・入金方法は、クリニック窓口での支払い、または郵便局での振り込みです。
- ・郵便局に置いてある払込取扱票（青）を利用しお振り込みください。（下記の見本をご参照ください）
- ・通院中の方は、保険でお支払いできる可能性があるため、振込前にご相談ください。
- ・入金をもって凍結延長にご夫婦ともご同意頂いたと判断し、2ヶ月以内に「手続き完了のお知らせ」を郵送致します。
- ・入金後2ヶ月以上たっても「手続き完了のお知らせ」が届かない場合は、お手数ですがクリニックへお問い合わせください。
- ・凍結保存期限までに入金が無かった場合は、延長希望がないと判断し、胚・精子は廃棄させていただきます。
- ・凍結保存期限は、凍結した日の1年後の月末です。（例：2023年11月15日凍結→2024年11月30日期限）
- ・凍結保存期限については、当院からはご連絡致しませんので、ご自身で管理をお願い致します。

※ 払込取扱票 記入例

口座番号 ： 00910 - 4 - 203744

加入者名 ： つかさクリニック堺東

金額 ： (胚) 38500円 (精子) 7700円

ご自身の情報を記入してください

- ID
- 住所
- 氏名
- 電話番号

※ 2024年6月より、精子凍結延長料金は¥7700 / 年へ変更となりました

L-163-3